

答 申 第 7 9 号

平成 30 年 10 月 23 日

兵庫県公安委員会

委員長 豊 川 輝 久 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

平成30年8月9日付け兵公委発第393号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

開示請求者に係る特定の警察署保有の男女間のもめ事措置状況報告書

別 紙

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案について、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成 30 年 2 月 19 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成 30 年 2 月 27 日、実施機関は、本件開示請求に対し、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 30 年 5 月 25 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象とされている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、審査請求人について記録された特定の警察署保有の男女間のもめ事措置状況報告書（以下「状況報告書」という。）及びその添付書類である。

5 諮問

平成 30 年 8 月 9 日、兵庫県公安委員会は、条例第 42 条の規定により、兵庫

県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書の不開示部分のうち、状況報告書において審査請求人の家族に関することが記載されている箇所及び妻の作成した申し述べ書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件対象公文書は、当時の状況を警察官が客観的に記録した資料であり、家族の歴史として、子のために家族間の事情を理解できる記録を入手し保管しておきたい。
- (2) 開示を求めているのは、家族に関する箇所のみであり、家族の間で個人情報保護やプライバシーの侵害もない。
- (3) 警察関係についての箇所は不開示のままで構わない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関の内部通達に基づき、恋愛感情等をはじめとする問題が複雑に絡み合い、小さなトラブルであっても凶悪事件に発展する危険性を有している男女間のもめ事案を取り扱った際に、取扱い経過等を明らかにするために作成される公文書である。

2 本件処分の理由について

- (1) 第三者からの通報及び第三者への調査の内容が記録された部分

当該部分は、第三者が識別される情報のほか、当該第三者から得た情報が記載されており、開示することにより、通報に至った個人を特定するだけでなく、当該個人のプライバシーが侵害されるなど、審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例第 16 条第 2 号に該当する。

また、秘密が厳守されることを前提として、第三者は警察の聴取等に応じるものであり、その具体的な内容を開示すれば、警察に対する信頼が損なわれ、今後、県民が警察への協力を拒むなど、事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、同条第 7 号に該当する。

(2) 第三者の職業及び連絡先が記録された部分

当該部分は、第三者の情報であり、開示することにより、当該第三者のプライバシーを侵害し、第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、同条第 2 号に該当する。

(3) 事件化の有無が記録された部分

当該部分は、今後の捜査方針等が記録されており、開示することにより、関係者に証拠隠滅等の対抗措置を執られる等、事案の真相解明が困難になり、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第 4 号に該当する。

(4) 事案に関する措置が記録された部分

当該部分は、事案に対する警察の具体的な検討内容、判断及び措置等が記録されており、開示することにより、関係者からの干渉等により、事案の事実調査又は処理が困難になるなど、業務の適正な事務の遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、同条第 7 号に該当する。

第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、審査請求人が不開示のまま構わないとする警察関係の箇所（警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、警察官の職員番号並びに警察電話番号）に係る不開示部分を除き、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書及び不開示部分について

本件対象公文書は、審査請求人が関係する男女間のもめ事案（以下「本件事案」という。）について、特定の警察署において作成された状況報告書及び

その添付書類である。

実施機関が不開示としている部分は、次の①から④までの部分であり、状況報告書の添付書類は、次の①の部分として不開示としている。

- ① 第三者からの通報及び第三者への調査の内容が記録された部分
- ② 第三者である当事者の職業及び連絡先が記録された部分
- ③ 事件化の有無が記録された部分
- ④ 事案に関する措置が記録された部分

2 条例第 16 条第 2 号の該当性について

- (1) 実施機関は、上記 1 の①及び②の部分について、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当するものとして不開示としたことが認められる。

同号は、第三者の個人情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を損なうことを防止するために「開示請求者以外の者の正当な利益が害されると認められるもの」を不開示とすることとしたものである。

第三者の正当な利益が害されるかどうかは、開示請求者と第三者との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものであり、具体的には、開示請求者が第三者の個人情報を知り得る立場にあることが明らかであると認められる場合は、第三者の正当な利益を害するとは認められないものと解されている。

- (2) 審議会において本件対象公文書を見分したところ、上記 1 の①及び②の部分については、男女間のもめ事案として、本件事案を調査した警察官が、状況報告書の「通報者」及び「当事者」として記録される第三者の情報及び第三者からの調査内容を記録し、又は第三者からの情報として状況報告書に添付したものである。このような男女間のもめ事案において、状況報告書の「通報者」及び「当事者」として記録される第三者の情報及び第三者からの調査内容については、本件事案の「相手方」として記録されている審査請求人が知り得る立場にあることが明らかな場合に当たるものではない。

審査請求人は、本件事案に関わる第三者が家族であるとして、家族の間で個人情報保護やプライバシー侵害もないと主張しているが、男女間のもめ事案として記録されている第三者の情報及び第三者からの調査内容は、たと

え家族であったとしても、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかな場合に当たるものとして、開示するべきものとは認められない。

よって、上記①及び②の部分を開示することは、第三者の個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

3 条例第 16 条第 7 号の該当性について

(1) 実施機関は、上記 1 の①及び④の部分を、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当するものとして不開示としたことが認められる。

同号は、国、県等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために定められたものである。同号に定める「当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報か否かを判断するに当たっては、「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求され、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量する必要がある。

(2) 上記 1 の①の部分については、男女間のもめ事案として、本件事案を調査した警察官が、状況報告書の「通報者」及び「当事者」として記録される第三者の情報及び第三者からの調査内容を記録し、又は第三者からの情報として状況報告書に添付したものである。男女間のもめ事案において、警察官は、第三者が申し述べた内容の秘密を厳守することを当然の前提に、本件事案についての状況報告書に記録又は状況報告書に添付しているものであり、これらの情報が開示されると、このような事案に関係する第三者からの警察に対する信頼が損なわれ、本件事案だけでなく今後の相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

(3) 上記 1 の④の部分には、本件事案に係る処理に当たって、警察官の判断に基づいて執った措置が、具体的に記録されている。男女間のもめ事案に係る処理は、当事者の申出を受けて、必要に応じて当事者以外の第三者からも事情を聴取し、双方から聴取した内容により、警察官が中立・客観的な立場であっせんするような手法を用いて処理を行っていくものであることを鑑みると、その内容等の経過の記録において、当該警察官が執った措置内容を明らかにすることは、今後の円滑な相談業務が行われなくなるおそれがあり、

相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

4 条例第 16 条第 4 号の該当性について

実施機関は、上記 1 の③の部分について、条例第 16 条第 4 号の不開示情報に該当するものとして不開示としたことが認められる。

同号に該当する情報は、警察活動の性質上、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるところ、当該判断は合理性を持つものとして許容される限度内のものではないものと解されている。

上記 1 の③の部分が開示された場合、個々の事案に対する事件化の有無の方向性が明らかとなり、本件事案に係る捜査状況が推察されるだけでなく、同種の事案に対する捜査方針等が明らかになることから、犯罪の予防といった公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、実施機関が認めていることについては、相当の理由があると認められる。

5 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 8 月 9 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
平成 30 年 9 月 21 日 第 1 部会 (第 53 回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
平成 30 年 10 月 17 日 第 1 部会 (第 54 回)	・ 審議
平成 30 年 10 月 23 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 佐 倉 里 司

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿